



令和 7 年度「食材王国みやぎマルシェ」開催事業 実施要項

宮城県農政部食産業振興課

1 目 的

(1)「食材王国みやぎ」の推進の一環として、県産品の情報発信を行う。

- ・ 複数の市町村や県内事業者による販売会を実施し、地場産業の振興を図る。
- ・ 県内事業者に、仙台圏において時期に合わせた特産品や地域で知られた県産食材、商品の販売機会を提供する。
- ・ 独自に販売機会の確保が困難又は販売機会の拡大を目指す中小事業者に対し、仙台圏での販売機会を提供する。

(2)他の市町村、事業者、関係団体との交流を図る。

- ・ 他の市町村や事業者、団体が実施している地場産業振興の取組を知る機会とする。
- ・ 他の市町村や事業者の特産品や商品、販売手法を知り、自社の不足要素の認識、改善点の把握につなげる機会とする。

2 主 催

宮城県

3 実施場所

宮城県庁1階ロビー・玄関ホール(別紙図面参照)

※ 1出展者当たりの販売スペースも別紙図面に記載

4 実施期間

年2回実施するもの。

第1回:令和7年7月24日(木)～7月25日(金)

第2回:令和7年9月25日(木)～9月26日(金)

販売時間は、各日午前10時から午後2時まで

※ 災害等の緊急事態、急な行事等が実施される場合、中止や内容変更をする可能性があります。

5 実施内容

(1)実施できる団体等

宮城県内の農林漁業者、食品製造業者、市町村、農林水産業関係団体、工芸品関係団体等

出展申込方法

みやぎ電子申請サービスを利用し、出展希望者が直接、県に申込みを行います。

▼みやぎ電子申請サービス

【宮城県】令和 7 年度「食材王国みやぎマルシェ」出展申込 農政部食産業振興課

<https://logoform.jp/form/GQGB/908623>



※みやぎ電子申請サービスを利用できない場合は、「出展申込書」を食産業振興課宛てメール提出してください。

※市町村単位での出展も可能です。

市町村単位での出展を希望する場合は、市町村名で申込みをしてください。

(2)出展条件

次の条件により実施する。

- 出展者は申込状況により主催者が決定するが、多数の申込みがあった場合には、以下の事項等を踏まえ出展者を選定する。
 - 過去の食材王国みやぎマルシェや県庁1階で開催された販売会への出展状況(初出展の方優先)
 - 食品、旬の野菜や果物、新商品、ご当地商品等の販売の有無(当該品の販売がある方優先)
 - 出展者の所在地域(偏りなく全県域から選定)
 - 申込時に記載された参加理由(事業目的を理解し、県産品の情報発信に意欲的な理由を優先)
 - 電源利用(冷凍品の販売等の有無、各回 3 者まで電源利用可能)
- 市町村においては、市町村単位の出展も可とする。
- 食材王国みやぎマルシェへの出展は、原則年1回とする。

(3)販売品目

県内に主たる事業所を有する事業者等の商品で事前に販売商品として届出した商品に限る。また、販売品目は農林水産物、加工食品(酒類含む)、工芸品とし、次の要件を満たすこと。

- 県内で生産若しくは製造の最終工程が行われたもの、又は県内の業者が企画し、県内生産の食材を主原料として製造されたもの。
- 冷凍品・冷蔵品等温度管理が必要な商品を販売する場合は、適切に温度管理ができる冷凍・冷蔵ケース(以下、「冷ケース」という。)を持ち込むこと。 ※冷凍品は機械式の冷ケース必須
- 酒類については、酒類販売許可を持つ事業者等であれば販売可能とするが、販売に当たっては、仙台北税務署からの酒類に関する臨時販売許可を受けること(庁舎内での試飲不可・飲酒厳禁)。
- 実施場所での調理行為、火気の使用は厳禁

- 食品表示法、食品衛生法、不当景品類及び不当表示防止法、計量法その他関係法令に定める規定に違反していないもの。

食品表示法に関すること

- 令和4年4月1日から、全ての加工食品(輸入品を除く)の重量割合が最も高い原材料の原産地表示が義務付けられています。

(参考)消費者庁ホームページ

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/quality/country_of_origin/index.html#business

- 令和5年4月1日から、遺伝子組換え表示制度が変わります(任意表示の変更)。

(参考)消費者庁ホームページ

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/quality/genetically_modified/

食品衛生法に関すること(令和3年6月1日から全部施行)

- 令和3年6月1日から、原則、全ての食品等営業者にHACCPに沿った衛生管理が求められています。
- 令和3年6月1日から、営業届出制度が施行されました。食材王国みやぎマルシェに出展する場合は、一部の届出対象外営業者を除き、事前に『仙台市保健所青葉支所(青葉区役所内)』へ届出をする必要があります。これまで許可・届出が不要であった完成品(包装品)や弁当・総菜、野菜果物等の販売も届出対象になりますので注意してください(令和3年6月1日以降に、食材王国みやぎマルシェまたは県庁1階食材王国みやぎ地産地消展示・販売会に出展し、既に営業届出をしている事業者で、展示即売会等終了後に廃止届出を出しておらず、届出内容に変更がなければ、再度営業届出をする必要はありません)。届出の要否等、食品衛生法に係る営業届出に不明点等がある場合は、仙台市保健所青葉支所(TEL:022-225-7211)にお問い合わせください。

(参考)厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000197196.html>

厚生労働省の食品衛生申請等システム

<https://ifas.mhlw.go.jp/faspte/page/login.jsp>

(4)開催期間

2日間

※ 原則兩日出展とするが、市町村単位で出展する場合、1日ごとに出展者を変更することは差し支えない。

※ 食材王国みやぎマルシェを開催する週は県庁1階食材王国みやぎ地産地消展示・即売会を実施しない。

(5)開催時間

準備と後片付けを含めて午前9時から午後3時までとする。

※ 販売時間は原則午前10時から午後2時まで

(6)会場使用料

無料とする。

(7)使用可能な備品等

使用可能な備品等は、原則として次のとおりとする。

○ 貸出可能な備品(無料)

・折りたたみテーブル(おおむね 1,800mm×450mm×700mm):1台

※大型冷ケースを使用する場合は、テーブル貸出不可

・折りたたみ椅子:2脚

※ 貸出備品を破損した場合は、実施団体に弁償していただきますので、備品の取り扱いには十分注意してください。

○ 持ち込み可能な備品

※ 夜間保管場所が無いため、1日ごとに持ち帰ること。

・貸出テーブル上に設置する陳列カゴ等の備品

・パンフレットスタンド(販売スペース内に設置可能なもの)

・冷ケース(幅1,800mm以内、電気容量1,200W以内)及び電源が必要なレジスターは出展申込時に申請がある事業者かつ指定された許可場所内に設置できる場合に限り認める。

・のぼりを使用する場合は1本までとし、ポール及びポールスタンドは各自ご用意ください。

・上記以外の備品(電子レンジ、炊飯器等)の持込は認めない。

(8)搬出入の際は県庁舎北側のサービスヤードを使用すること。

車両の混雑が予想されるので、少量の荷物の場合は駐車場から台車で運搬するなど、混雑緩和に努めること。

(9)出展者用の駐車場として、県指定駐車場(ふるさとビル)を1事業者につき1台まで利用可とする。

2台目以降は近隣の有料駐車場を利用すること。

6 イベント開催手続きのスケジュール

日 程 等	手 続 内 容
出展決定時	出展決定の連絡と同時に、出展に必要な書類を食産業振興課から出展者へメール送付
3週間前	「食材王国みやぎマルシェ開催事業 実施申請書」【様式1】及び【様式2】を食産業振興課に提出
1週間前	販売会当日のスケジュール、駐車許可証等を出展者へメール送付
終了後1週間以内	売上額を食産業振興課に報告(報告様式)

7 実施条件

実施に際しては、次の条件を厳守すること。

なお、これらの条件が遵守されない場合には、期間中であっても直ちに販売を中止させることとなるので、十分留意すること。

(1)出展者は運営責任者を選任し、次の①、②の役割を担わせること。

- ① 販売会の管理指導
- ② HACCP に沿った衛生管理及び食品表示の適正化に対する管理指導

(2)運営責任者は、販売期間中次の業務を行うこと。

- ① 事前に届け出た販売リストと販売する物品が合致するか確認すること。
- ② 販売商品の表示について、初日に確認指導を実施する場合があるので、運営責任者は立ち会うとともに、指摘事項があった場合には、責任を持って関係者へ周知徹底を図ること。なお、指摘を受けた事業者が再度出展する際は、当該指摘事項が改善されたか予め確認すること。

(3)本事業は、「県政だより」や県ホームページなどを通じて県民に事前告知をすることから、災害その他のやむを得ない場合を除いて日程の変更や中止を認めないので、留意すること。

(4)本事業は「食材王国みやぎ」の推進の一環その他の行政目的で開催するものであり、単なる販売の場の提供ではないので、事業目的を十分認識の上、実施すること。

宮城県産農林水産物、又はそれらを原材料とした加工食品の販売をできる限り行い、地産地消の推進に努めること。

(5)出展者は、本事業の広報に必要な商品画像やPRコメント等の提供に、可能な範囲で協力すること。また、自社ホームページやSNSにおいて、食材王国みやぎマルシェへの出展を告知するよう努めること。

(6)当日は、次の注意事項を遵守すること。

場所・時間	● 販売は、決められたスペース内で行ってください。 ● 実施時間は、原則として準備と後片付けを含めて、午前9時から午後3時までです。 ● 販売時間は、午前10時から午後2時までです。午前10時までに販売準備を整えてください。
搬入／搬出 車両駐車場	● 搬入・搬出は県庁舎北側の荷受け場をご利用ください。 ● 車両の駐車場については、1事業者につき1台まで県庁指定駐車場に駐車できます。荷物搬入後は速やかに指定の駐車場に駐車してください。(市町村車両は県庁地下駐車場へ駐車してください。) ● 指定車駐車場の利用可能時間は午前8時から午後4時までです。夜間の駐車が必要な場合は、民間の駐車場を利用してください。
販売可能な商品	● 実施要項での要件を満たし、<u>事前に販売商品として届出した商品に限り</u>ます。 ● 強いにおいがする商品は販売できません。真空パック包装等、<u>においが漏れないように工夫して販売</u>してください。
食品表示	● 食品表示は法律で規定されています。<u>販売する商品の食品表示が適正でない場合は販売ができません</u>のでご注意願います。
販売方法等	● 大声での呼び込み行為は行わないでください。 ● 他の目的で訪れる一般来庁者及び県庁見学者の妨げにならないよう配慮願います。 ● 原則として、商品の置き置きは行わないでください。客からの強い要望等により、商品の預からざるを得ない場合は、必ず連絡先を聞き、代金決済は商品と引換に行うことを徹底してください。お客様が代金決済後に商品を預け、その日のうちに戻らないケースが散見されますが、県では荷物の預かりは一切行いません。
衛生管理	● HACCPに沿った衛生管理等を徹底してください。 ● 在庫商品や空き箱等の整理整頓をお願いします。
ゴミ処理	● ゴミは原則持ち帰りです。 ● 販売会終了後は清掃を行ってください。
売上報告	● 終了後は指定の様式で1週間以内に実績報告をお願いします。
禁止事項	● <u>商品や持ち込み備品は毎日持ち帰ってください。</u> ● 包装されていない商品の販売(いわゆる「ハダカ売り」)は行わないでください(包装に適さない野菜・果物は除く)。 ● 会場での量り売りや詰め放題での販売は行わないでください。 ● <u>実施場所での飲食(試飲・試食含む)は行わないでください。</u> ● ポスター等を壁面へ貼付しないでください。掲示物は販売台に養生テープで貼ってください。 ● 持ち込み可能備品は、貸出テーブル上に設置する陳列カゴ等の備品及びパンフレットスタンド(販売スペース内に設置可能なもの)、のぼり1本のみ。それ以外の備品は原則として持ち込みできません。
その他	● 県からの貸出備品を破損した場合は、実施団体様に弁償していただきますので、丁寧に使用してください。 ● 販売等従事者の方は手洗い・手指消毒を徹底し、体調が悪い方は従事しないでください。 ● 販売台や実施区域内の衛生管理を徹底してください。
販売会のルールを守り、販売商品や実施場所の管理を徹底していただくようお願いいたします。	

